

平成 22 年度第 1 回管理濃度等検討会の検討結果について

平成 22 年 11 月 9 日（水）
経済産業省別館第 850 号会議室
13 : 00 ~ 15 : 00

1 酸化プロピレンについて

(1) 管理濃度について

2 ppm とする。

(2) 測定方法について

試料採取方法は、固体捕集方法。分析方法は、ガスクロマトグラフ分析方法とする。なお、試料採取の際には、合成樹脂製の粒状活性炭を用いることとし、天然ヤシがらを用いた活性炭は、個体差が大きいことから、使用しない。

(3) 局所排気装置の性能要件について

2 ppm とする。

2 ジメチルヒドラジンについて

(1) 管理濃度について

0.01 ppm とする。

(2) 測定方法について

試料採取方法は、ろ過捕集方法。分析方法は、高速液体クロマトグラフ分析方法とする。

(3) 局所排気装置の性能要件について

0.01 ppm とする。

3 1,4-ジクロロ-2-ブテンの性能要件について

次回に再検討。

- ・現在取り扱っているのは、屋外でのサンプリング作業である。ただし、分析する際は、屋内においてドラフトチャンバーを用いる。
- ・ACGIH の TLV が 0.005 ppm と低いことから、制御風速 0.5 m/s では不足ではないか。抑制濃度を設定するか、制御風速 1.0 m/s とすることとしてもよいのではないか。